

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年9月5日
【会社名】	株式会社ノジマ
【英訳名】	Nojima Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 野島 廣司
【本店の所在の場所】	神奈川県相模原市中央区横山一丁目1番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記最寄りの連絡場所で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番3号 クイーンズスクエア横浜タワーB 26階
【電話番号】	050(3116)1212(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼代表執行役専務 三枝 達実
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 323,955,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	469,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成23年9月5日開催の取締役会決議によります。

- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり、（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	469,500	323,955,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	469,500	323,955,000	-

(注) 1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
690	-	100	平成23年9月27日	-	平成23年9月27日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ノジマ 人事総務部	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番3号 クイーンズスクエア横浜タワーB 26階

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜支店	神奈川県横浜市中区本町3丁目27番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
323,955,000	-	323,955,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額323,955,000円につきましては、平成23年9月27日以降、平成23年10月31日までの間に商品仕入資金等の一部に充当する予定であります。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要（平成23年9月5日現在）

名称	三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
直近の有価証券報告書等の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第6期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日） 平成23年6月29日 関東財務局長に提出

##### b 提出者と割当予定先との間の関係（平成23年9月5日現在）

出資関係	当社の普通株式73,220株を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	資金借入取引があります。
技術又は取引関係	信託銀行取引があります。

##### （従業員持株E S O P信託の内容）

割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、当社と三菱UFJ信託銀行株式会社の間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする従業員持株E S O P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を締結することによって設定される信託口であります。当社の従業員持株会である「ネクス社員持株会」（以下「本持株会」といいます。）の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プラン（以下「本プラン」といいます。）は従業員株式所有制度に該当しますので、以下、本プランの内容を記載いたします。

なお、本プランが適用される本持株会に入会できる会員は、当社および本持株会規約により定める子会社ならびに孫会社（以下「当社グループ会社」といいます。）の社員（以下「当社グループ従業員」といいます。）であります。

##### 概要

E S O P信託とは、米国のE S O P（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

本プランでは、三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が、本信託の設定後3年間にわたり本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、借入金により、当社からの第三者割当によって取得します。当該借入は、貸付人を三菱UFJ信託銀行株式会社、借入人を三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）、保証人を当社とする三者間で締結される金銭消費貸借契約に基づいて行われます。なお、当該金銭消費貸借契約は、信託管理人である公認会計士三宅秀夫氏による内容の確認を得ております。

また、第三者割当については、三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）と当社の間で、有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、3年間の信託期間内において、毎月一定日にその時々々の時価で本持株会に売却します。

三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、当社からの第三者割当によって取得した当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金の元本・利息を返済します。本信託の終了後、本信託の信託財産に属する金銭から、本信託に係る信託費用や未払の借入元利金などを支払い、信託収益が存在する場合は、当該金銭を本信託契約で定める受益者要件を充足する従業員（下記「受益者の範囲」をご参照下さい。）に分配します。当該分配については、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅延なく、当該受益者に対し、受益者の預金口座に振入金する方法で金銭を支払います。なお、借入金が完済できない場合は、金銭消費貸借契約に基づき保証人である当社が保証債務を履行します。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人が本信託契約の細則であるE S O P運営規程に従って定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に提出し、受託者はその書面に従い議決権を行使します。

なお、割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と分担して信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本プランについてのスキーム管理ならびに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本プラン実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡事務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下「具体的信託事務」といいます。)について担当いたします。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社・三菱UFJ信託銀行株式会社・日本マスタートラスト信託銀行株式会社・信託管理人にて合意することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施いたします。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、信託財産の名義については割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社といたします。

なお、割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本プランにおいて生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

#### (参考)ESOP信託の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託(他益信託)
信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する当社従業員に対する福利厚生制度の拡充
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
受益者	当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者
信託契約日	平成23年9月21日
信託の期間	平成23年9月21日～平成26年9月25日
議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	323,955,000円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

本持株会に売り付ける予定の株式の総数

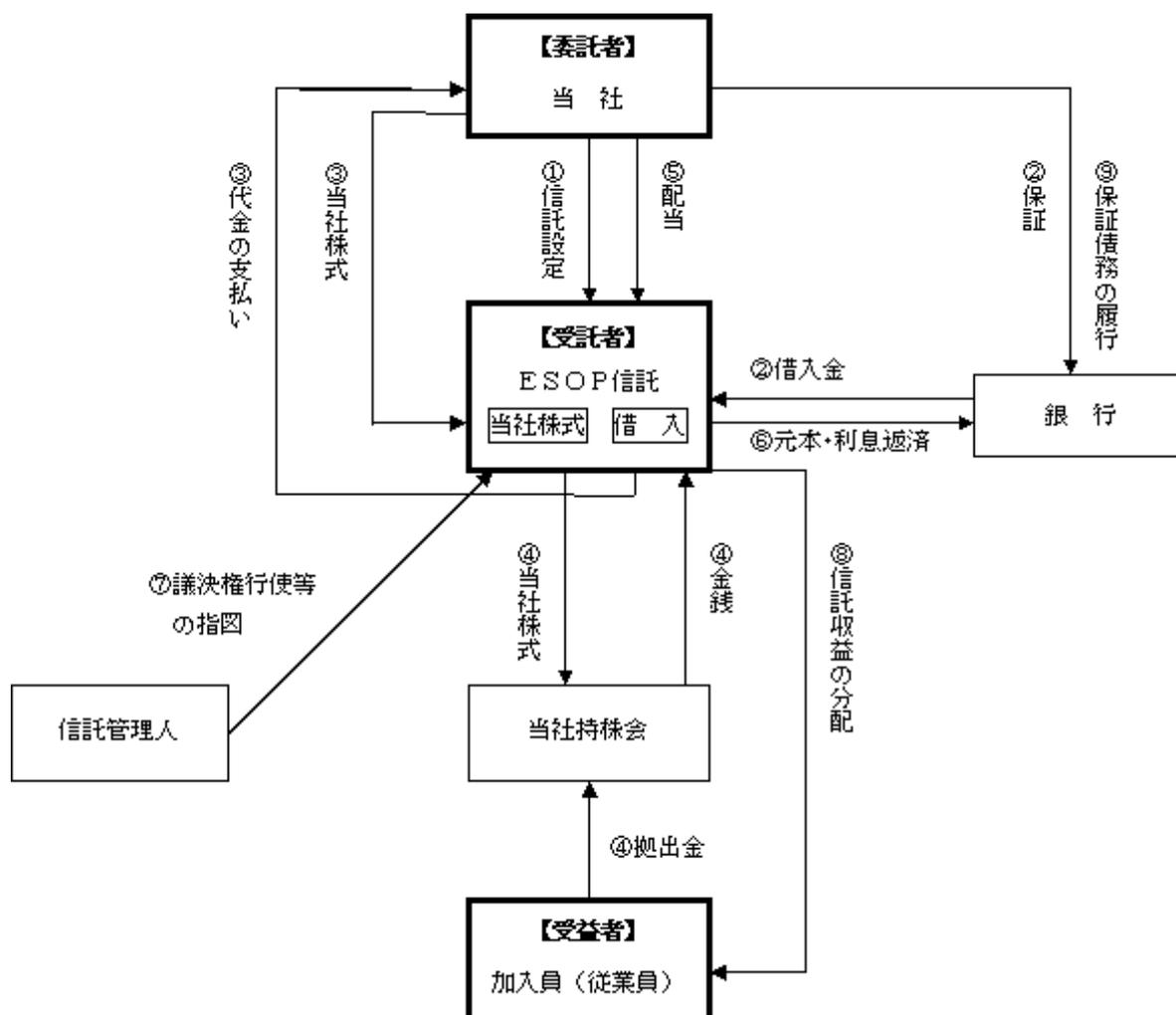
469,500株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。)

#### 受益者の範囲

本信託の受益者となり得る者は、信託終了時に本持株会の会員であった者としてします。

ただし、連絡先等が不明であるため受益者確定手続において受益者として確定することができなかった者は、この限りではありません。

(本信託の仕組み)



当社は受益者要件を充足する従業員を受益者とするESOP信託を設定いたします。

ESOP信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入にあたっては、当社がESOP信託の借入について保証を行います。

ESOP信託は上記の借入金をもって、信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、当社から一括して取得いたします。

(借入金の総額(信託の規模)は324,000,000円であり、当該借入金をもって平成23年9月27日に当社からの第三者割当により469,500株を取得する予定であります。)

ESOP信託は信託期間を通じ、毎月一定日までに当社持株会に拋出された金銭をもって譲渡可能な数の当社株式を、時価で当社持株会に譲渡いたします。

ESOP信託は当社の株主として、分配された配当金を受領いたします。

ESOP信託は当社持株会への当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、銀行からの借入金の元本・利息を返済いたします。

信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使いたします。

信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者に対し信託期間内の拋出割合に応じて信託収益が金銭により分配されます。

信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記の保証に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済いたします。

当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。

## c 割当予定先の選定理由

当社では、当社従業員の中長期的な企業価値向上への取り組みの一つとして当社株式の保有を推奨しており、その取得手段として従業員持株会制度を導入しております。本持株会は、参加する本持株会会員に対して買付奨励金の付与をはじめとしたインセンティブを制度に盛り込んでおり、本持株会の活性化さらには従業員への福利厚生制度拡充に努めております。

今回導入を決定いたしました本プランは、市場株価の上昇に伴う将来における本持株会会員への信託収益分配の可能性から、更なる当社従業員の勤労意欲の向上に繋がること、ひいては中長期的な当社企業価値向上へ資すると鑑み、他社の動向も含めてその検討を慎重に進めておりました。それと同時に当社は、保有する自己株式の有効活用等についても随時検討を進めていた経緯があり、今般の本プランの導入は、本持株会への当社従業員の理解及び入会促進ならびに更なる勤労意欲のモチベーションアップに寄与し、かつ自己株式を有効に活用可能であるとの結論に至りました。

これらの経緯を踏まえて、三菱UFJ信託銀行株式会社を割当予定先に選定した理由は、当社の証券代行業務等の信託銀行取引関係から、本プランの提案を受けたことに起因しております。また、本プランに係る事務手続きコスト等を他社比較等も含めて総合的に判断した結果、当社にとって最も望ましい割当先になると判断いたしました。

なお、本プランにおいては「（従業員持株E S O P信託の内容） 概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結した上で、当社が受託者たる三菱UFJ信託銀行株式会社に対して、当社株式を割り当てることとなりますので、三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が割当予定先として選定されることとなります。

## d 割り当てようとする株式の数

469,500株

## e 株券等の保有方針

割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は本信託契約に従って、当社株式の売買について合意した上で、信託管理人からの指図に基づき、毎月、当社株式を本持株会に対しその時々々の時価で売却することになっております。

三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、当該売却する当社株式の売却代金として本持株会の会員からの給与等天引きによって拠出される金銭を本持株会から受取り、当該売却代金を三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金の返済及び金利の支払に充当します。

当該借入金の完済後は、当該売却代金は信託財産として蓄積され、本信託の終了後、本信託契約で定める受益者適格要件を満たす従業員（「b 提出者と割当予定先との間の関係」に記載した（従業員持株E S O P信託の内容）「受益者の範囲」をご参照下さい。）に分配されます。

なお、借入金額の残高、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、割当日から2年間、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、内諾を得ております。

## f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が、貸付人である三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金によって払込みを行う予定である旨を、平成23年9月21日付で締結予定の金銭消費貸借契約証書によって確認しております。なお、借入人である三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）、保証人である当社、貸付人の三者間で締結される金銭消費貸借契約は、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人が保証履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、本信託契約に基づき借入人から保証料を受取ります。

割当予定先：三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）

借入人：三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）

保証人：当社

貸付人：三菱UFJ信託銀行株式会社（324,000,000円）

## g 割当予定先の実態

割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、本持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い当社株式の議決権を行使します。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家（委託者が顧問契約を締結している者を除きます。）であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職（以下「役員等」といいます。）、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者（当社）、受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）が協議の上、選任するものとします。

なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士三宅秀夫氏とします。

また、信託管理人は、本信託の信託財産に属する本件株式に係る議決権の行使（以下「議決権行使」といいます。）を行うため、本信託契約の細則であるE S O P運営規程に従って定められた議決権行使の指図（信託財産である本株式の議決権の総数に本持株会から示された賛成又は反対の比率をそれぞれ乗じて、賛成の議決権行使をする数と反対の議決権行使をする数を算出し行使する）を、書面にて受託者に提出するものとします。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、三菱UFJ信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員が三菱UFJ信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力との対決」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。

また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、本信託契約において確約しております。

その結果、割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないと判断いたしました。なお、割当予定先は、その旨の確認書を、株式会社大阪証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分は、E S O P信託の導入を目的として行います。また、処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該処分に係る取締役会決議の直前3か月間（平成23年6月6日から平成23年9月2日まで）の大阪証券取引所における当社株式の終値の平均値である738円（円未満切捨て、平成23年9月2日終値（752円）比 - 1.9%）から6.5%ディスカウントした690円としております。直前3か月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

また、当該株価は大阪証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間（平成23年8月5日から平成23年9月2日まで）の終値の平均値である737円（円未満切捨て）に93.6%（ディスカウント率6.4%）を乗じた額であり、あるいは同直前6か月間（平成23年3月7日から平成23年9月2日まで）の終値の平均値である692円（円未満切捨て）に99.7%（ディスカウント率0.3%）を乗じた額であり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、監査委員会の総意を受けて特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、現在のネクス社員持株会（以下「当社持株会」といいます。）の年間買付実績をもとに、今後約3年間の信託期間中に当社持株会が三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）より購入する予定数量に相当するものであり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し2.29%（小数点第3位を四捨五入、平成23年3月末現在の総議決権個数187,001個に対する割合2.51%）と小規模なものです。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は毎月、一定日に当社持株会に対し売却されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上により、本自己株式処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
野島 廣司	神奈川県相模原市	2,104	11.25	2,104	10.98
野島 隆久	神奈川県相模原市	1,939	10.37	1,939	10.12
野島 絹代	神奈川県相模原市	1,906	10.19	1,906	9.94
真柄 準一	新潟県新潟市西区	1,047	5.60	1,047	5.46
財団法人真柄福祉財団	新潟県新潟市中央区万代2 - 3 - 16	852	4.56	852	4.45
有限会社ケイエッチ	神奈川県相模原市淵野辺1 - 2 - 21	750	4.01	750	3.91
有限会社ノマ	神奈川県相模原市中央3 - 3 - 3	750	4.01	750	3.91
株式会社三菱東京UFJ 銀行	東京都千代田区丸の内2 - 7 - 1	560	2.99	560	2.92
三菱UFJ信託銀行株式 会社（従業員持株ESOP 信託口）	東京都千代田区丸の内1 - 4 - 5	-	-	469	2.45
ネクス社員持株会	神奈川県横浜市西区みなと みらい2 - 3 - 3	451	2.42	451	2.36
計	-	10,361	55.41	10,830	56.50

（注）平成23年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第49期有価証券報告書及び第50期第1四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

### 2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第49期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までに、臨時報告書を平成23年6月21日および平成23年7月12日、平成23年8月23日、平成23年8月26日に関東財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

#### 1【平成23年6月21日関東財務局長に提出】

##### (1) 提出理由

当社第49回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

##### (2) 報告内容

##### a 当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月18日

##### b 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

## 第2号議案 取締役14名選任の件

取締役として、野島廣司、三枝達実、鈴木勲、石坂洋三、山内渉、木村喬、星名光男、松嶋英機、仙波昂、梅津武、金高英紀、五味康昌、久夛良木健および神谷光治を選任する。

## 第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

c 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	152,385	154	15	可決（81.49%）
第2号議案				
野島 廣司	152,184	369	1	可決（81.38%）
三枝 達実	152,250	303	1	可決（81.42%）
山内 渉	152,097	456	1	可決（81.33%）
鈴木 勲	152,173	380	1	可決（81.38%）
石坂 洋三	152,177	376	1	可決（81.38%）
木村 喬	152,259	294	1	可決（81.42%）
星名 光男	150,184	2,369	1	可決（80.31%）
松嶋 英機	152,254	299	1	可決（81.42%）
仙波 昂	150,261	2,292	1	可決（80.35%）
梅津 武	150,256	2,297	1	可決（80.35%）
金高 英紀	150,299	2,254	1	可決（80.37%）
五味 康昌	150,293	2,260	1	可決（80.37%）
久夛良木 健	150,362	2,191	1	可決（80.41%）
神谷 光治	152,241	312	1	可決（81.41%）
第3号議案	151,846	699	9	可決（81.20%）

（注）各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

1. 第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

d 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

## 2【平成23年7月12日関東財務局長に提出（平成23年7月13日訂正報告書提出）】

## (1) 提出理由

当社は、平成23年7月12日開催の取締役会において、平成23年10月1日を効力発生日として、当社の特定子会社かつ完全子会社であるソロン株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## (2) 報告内容

## a 特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	ソロン株式会社
住所	相模原市中央区横山一丁目1番1号
代表者の氏名	野島 廣司
資本金の額	160百万円
事業の内容	携帯電話等通信機器の卸売、携帯電話・PHSその他付帯するサービス

当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

## ア 当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前	6,400個
異動後	- 個（吸収合併により消滅）

## イ 当該特定子会社の総株主等議決権の数に対する割合

異動前	100%
異動後	- %（吸収合併により消滅）

当該異動の理由及びその年月日

## ア 異動の理由

当社が、当社の特定子会社であるソロン株式会社を吸収合併することにより、ソロン株式会社が消滅することになります。

## イ 異動の年月日

平成23年10月1日（予定）

## b 吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

当該吸収合併の相手会社についての事項

ア 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ソロン株式会社
本店の所在地	相模原市中央区横山一丁目1番1号
代表者の氏名	野島 廣司
資本金の額	160百万円
純資産の額	5,151百万円
総資産の額	14,974百万円
事業の内容	携帯電話等通信機器の卸売、携帯電話・PHSその他付帯するサービス

## イ 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高（百万円）	50,553	55,237	59,768
営業利益（百万円）	2,004	2,539	3,347
経常利益（百万円）	2,015	2,547	3,367
当期純利益（百万円）	1,687	1,482	2,502

## ウ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社ノジマ（当社） 100%

## エ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社の完全子会社
人的関係	当社の取締役3名がソロン株式会社の取締役を、当社の取締役2名がソロン株式会社の監査役をそれぞれ兼任しております。
取引関係	ソロン株式会社から、携帯電話の購入、店舗の一部賃貸、経営指導等の受託を行っております。

## 当該吸収合併の目的

ソロン株式会社は当社の100%出資の連結子会社であり、ノジマグループにおける通信機器販売部門を担っております。

家電流通業界におきましては、通信機器と家電製品が融合した商品も急増し、また市場における需要もこのような通信と物販の一体化した商品が高まってきております。

このような動向に迅速かつ柔軟に対応できるようなグループ体制に移行することにより、お客様に必要とされる最適なサービスの提供を実現することを目的として、通信機器販売部門であるソロン株式会社を吸収合併することといたしました。

## 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

## ア 吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、ソロン株式会社は消滅いたします。

## イ 吸収合併に係る割当ての内容

当社はソロン株式会社の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払はありません。

## ウ その他の吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は、添付の「合併契約書」のとおりであります。

## 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ノジマ
本店の所在地	相模原市中央区横山一丁目1番1号
代表者の氏名	野島 廣司
資本金の額	4,323百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	家電商品及び関連商品の販売並びにこれらの商品の工事、修理

## (3) 訂正報告書

平成23年7月12日に提出いたしました臨時報告書の添付書類に不備がございましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 3【平成23年8月23日関東財務局長に提出】

## (1) 提出理由

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成23年6月18日開催の当社第49回定時株主総会の決議に基づき、平成23年8月23日開催の当社取締役会において、当社の取締役、執行役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

## (2) 報告内容

## a 銘柄

株式会社ノジマ 第9回新株予約権

## b 発行数

4,932個とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

## c 発行価格

無償

## d 発行価額の総額

未定

## e 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 493,200株とする。

但し、上記2. に定める付与株式数の調整を行った場合、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

## f 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は以下のとおりとする。

割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

g 新株予約権の行使期間

平成26年8月24日から平成28年8月23日まで

h 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の相続はこれを認めない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

i 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

j 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

k 勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役12名、当社執行役6名、当社従業員699名、当社子会社取締役7名、当社子会社従業員267名  
計991名

l 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

ソロン株式会社 当社が発行済株式の総数を所有する会社

m 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との取決めは、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## n 新株予約権の割当日

平成23年9月15日

## o 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が8. に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

## p 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」等に準じて合理的に決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、6. に従って定める調整後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「7. 新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「7. 新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「9. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「15. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

## 4【平成23年8月26日関東財務局長に提出】

## (1) 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## (2) 報告内容

## a 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの 野島 廣司

主要株主になるもの 野島廣司有限会社

## b 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

野島 廣司

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	21,045個	11.25%
異動後	2,415個	1.29%

野島廣司有限会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	870個	0.47%
異動後	19,500個	10.43%

(注1) 総株主の議決権の数に対する割合は、直近で確定している総株主の議決権の数187,001個（平成23年3月31日現在）を基準に算出しております。

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 1,762,308株

平成23年3月31日現在の発行済株式数 20,462,408株

## c 当該異動の年月日

平成23年8月26日

## d その他

本報告書提出日現在の資本金の額 4,323,175,420円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 20,462,408株

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第49期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月20日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第50期 第1四半期	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月21日

株式会社 ノジマ  
取締役会 御中

## ビーエー東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸之 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 車田 英樹 印  
業務執行社員

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノジマの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に、ストック・オプション（新株予約権）の付与に関する事項が記載されている。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ノジマの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ノジマが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月18日

株式会社 ノジマ  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉本 茂次 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水上 亮比呂 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三富 康史 印

## &lt;財務諸表監査&gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノジマの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマ及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt;内部統制監査&gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ノジマの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ノジマが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月8日

株式会社ノジマ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉本 茂次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水上 亮比呂 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三富 康史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノジマの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノジマ及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

株式会社 ノジマ  
取締役会 御中

### ビーエー東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸之 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 車田 英樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノジマの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に、ストック・オプション（新株予約権）の付与に関する事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月18日

株式会社 ノジマ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉本 茂次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水上 亮比呂 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三富 康史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノジマの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。